

島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金交付要綱

(目的)

- 1 県は、新型コロナウイルス感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図るため、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等、外来対応医療機関及び救急・周産期・小児医療機関等その他の設備整備に係る補助金について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、感染症法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」、令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」、令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」、令和5年4月5日付け医政発0405第3号・健発0405第1号・薬生発0405第1号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」又は、令和5年5月8日付け医政発0508第12号・健発0508第6号・薬生発0508第4号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」又は令和5年9月29日付け医政発0929第23号・感発0929第3号・医薬発0929第12号厚生労働省医政局長健康・生活衛生局感染症対策部長医薬局長連名通知「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」により定める事業者が実施する次の事業を交付の対象とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業
- (2) 外来対応医療機関設備整備事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業のうち、設備整備事業

(4) 外来対応医療機関確保事業

(交付額の算定方法)

3 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を、第1欄に定める区分ごとに合算した額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 初度設備費 1床当たり 133,000 円 (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円×台数 (3) 個人防護具 3,600 円×知事が必要と認めた人数分 (4) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×知事が必要と認めた病床数 (5) 簡易ベッド 51,400 円×知事が必要と認めた台数 (6) 体外式膜型人工肺 21,000,000 円×台数 (7) 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 (8) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000 円 (9) HEPA フィルター付パーティション 205,000 円×知事が必要と認めた台数	初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費

<p>外来対応 医療機関</p>	<p>設備費</p>	<p>次により算出された額の合計額 (1) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000 円 (2) HEPA フィルター付パーテーション 205,000 円×知事が必要と認めた 台数 (3) 個人防護具 3,600 円×知事が必要と認めた人 数分 (4) 簡易ベッド 51,400 円×知事が必要と認めた 台数 (5) 簡易診察室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	<p>使用料及び賃借料、備品購入費</p>
<p>新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>設備費</p>	<p>次により算出された額の合計額 (1) 初度設備費 1床当たり 133,000 円 (2) 個人防護具 3,600 円×知事が必要と認めた人 数分 (3) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×知事が必要と認め た病床数 (4) 簡易ベッド 51,400 円×知事が必要と認めた 台数 (5) 簡易診察室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 (6) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000 円 (7) HEPA フィルター付パーテーション 205,000 円×知事が必要と認めた 台数 (8) 救急医療を担う医療機関にお</p>	<p>使用料及び賃借料、備品購入費</p>

		<p>いて、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品</p> <p>1施設当たり 300,000 円</p> <p>(9) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器</p> <p>1,500,000 円×知事が必要と認めた台数</p>	
<p>外来対応医療機関確保事業</p>	<p>設備費</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>ただし、1施設当たり 500,000 円</p> <p>(1) 患者案内のための看板の設置料</p> <p>知事が必要と認めた額</p> <p>(2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費</p> <p>知事が必要と認めた額</p> <p>(3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費</p> <p>知事が必要と認めた額</p> <p>(4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費</p> <p>知事が必要と認めた額</p> <p>(5) 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費</p> <p>知事が必要と認めた額</p>	<p>初度設備に必要な需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

(交付の条件)

- 4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の実施内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならな

い。

- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。
 - ①補助事業者が市町村（一部事務組合を含む。）の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第1号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
 - ②補助事業者が市町村（一部事務組合を含む。）以外の場合
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

（交付申請及び実績報告）

- 5 補助事業者は、様式第2号による交付申請書兼実績報告書に関係書類を添えて、知事

が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(その他)

- 6 特別の事情により、3、5に定める算定方式、手続（交付申請及び実績報告）による
ことができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるもの
とする。
- 7 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、健
健康福祉部長が別に定める。

附 則 （令和2年4月1日付け薬第266号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和2年6月25日付け薬第491号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和2年10月29日付け薬第1103号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和3年3月23日付け薬第1897号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和3年4月1日付け感第314号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年4月1日付け感第157号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年4月5日付け感第189号）

この要綱は、令和5年4月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 （令和5年6月16日付け感第239号）

この要綱は、令和5年6月16日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

附 則 （令和5年10月25日付け感第514号）

この要綱は、令和5年10月25日から施行し、令和5年10月1日から適用する。